



ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

関連法務トピックス(2023年2月)

—EU 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の概要と日本企業への影響—

February 2023

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定または制定の準備が急速に進められています。企業をはじめ様々なステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー(さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。)をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、EU 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の概要と日本企業への影響を紹介します。

In detail

I. はじめに

企業は、そのビジネスモデルがいかにサステナビリティへ影響を与えるか、外部的なサステナビリティ要因(気候変動や人権問題)がいかに事業活動へ影響するかといった点について、報告することが求められています。このような報告は、投資家やステークホルダーがサステナビリティに関する問題について十分な情報を得た上で意思決定をするために重要となります。

企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「**CSRD**」といいます。)は、2014年に導入されていた非財務情報開示指令(Non-Financial Reporting Directive、以下「**NFRD**」といいます。)に基づく既存の規制を強化するため、NFRDの内容を改正するものであり、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などのサステナビリティ関連事項に係る定期的な報告を義務付けるものです。既存の規制の下ではEU域内で約11,700社がサステナビリティ情報の収集及び報告をするものとされていたのに対し、CSRDの適用により、EU域内でおおよそ50,000社が対象になるものと考えられています。

CSRDは、2022年11月、欧州議会及びEU理事会(閣僚理事会)の最終承認を経て、2023年1月5日から効力発生となっています。加盟国は、発効から18カ月以内に国内で法制化することを義務付けられます。

II. CSRD の概要

1. CSRD の適用対象となる企業

CSRD の適用対象となる企業は、NFRD の適用対象となる企業と比較すると、以下のとおりです。

| NFRD | CSRD |
|-----------------------|---|
| 従業員 500 名以上の 上場企業等 | EU 域内企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業及び上場企業¹(零細企業を除く) <p>大企業—以下のうち、2つ以上の要件を満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 総資産残高 2,000 万ユーロ超 (b) 純売上高 4,000 万ユーロ超 (c) 従業員数 250 名超 ・ large group の親会社 <p>large group—連結ベースで、以下のうち 2 つ以上の要件を満たすグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 総資産残高 2,000 万ユーロ超 (b) 純売上高 4,000 万ユーロ超 (c) 従業員数 250 名超 |
| | EU 域外企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業(零細企業を除く) ・ 以下の要件を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> (a) EU 域内における純売上高が、直前の 2 会計年度で継続して 1 億 5,000 万ユーロ超 (b) EU 域内に以下の子会社又は支店を有する企業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 子会社: 大企業又は上場企業(零細企業を除く) (ii) 支店: 純売上高が 4,000 万ユーロ超 |

なお、親会社の連結マネジメントレポートに含まれる子会社は、報告義務を免除されます。

また、EU 域外企業が CSRD の適用を受ける場合、サステナビリティ情報(グループレベル)の報告主体は、EU 域内の子会社又は支店となります。但し、EU 域外企業である親会社が、EU のサステナビリティ報告基準又はこれと同等の基準に従って、グループレベルでサステナビリティ情報を報告している場合、EU 域内の子会社は報告義務を免除されます(CSRD Article 1 (4))。

2. CSRD の適用時期

CSRD による報告ルールは、企業の規模等に応じて、段階的に適用されます(CSRD Article 5)。

| 企業の類型 | 適用時期 |
|--|-----------------------------|
| NFRD 対象企業 | 2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から |
| NFRD 対象企業ではない大企業及び large group の親会社 | 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から |

¹ 1 つ以上の EU 規制市場に上場している企業をいいます(以下同じ)。

| 企業の類型 | 適用時期 |
|---|--|
| <p>上場中小企業等(零細企業を除く)</p> <p>中企業—以下のうち、2つ以上の要件を超えない企業 (a) 総資産残高 2,000 万ユーロ (b) 純売上高 4,000 万ユーロ (c) 従業員数 250 名</p> <p>小企業—以下のうち、2つ以上の要件を超えない企業 (a) 総資産残高 400 万ユーロ (b) 純売上高 800 万ユーロ (c) 従業員数 50 名</p> <p>零細企業—以下のうち、2つ以上の要件を超えない企業 (a) 総資産残高 35 万ユーロ (b) 純売上高 70 万ユーロ (c) 従業員数 10 名</p> | 2026 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から (2028 年 1 月 1 日より前に開始する会計年度については免除可能) |
| EU 域外企業 | 2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から |

3. 報告対象となる内容

CSRD によれば、企業には、①企業活動が社会及び環境に与えるインパクト並びに②サステナビリティ関連事項が企業に与える影響の双方を考慮に入れた報告が求められます(いわゆるダブル・マテリアリティ)。

主な報告項目は、以下のとおりです²(CSRD Article 1(4))。

| No. | 主な報告項目 |
|-----|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業のビジネスモデル及び戦略(以下の事項を含む。) (1) サステナビリティ事項に関連したリスクに対する企業のビジネスモデル及び戦略のレジリエンス (2) サステナビリティ事項に関連した企業の機会 (3) 企業のビジネスモデル及び戦略と、サステナブル経済への移行及びパリ協定に沿った気温上昇の制限(1.5°C以下)の両立を確保するための計画(アクション及び関連する財務・投資計画を含む。) (4) 企業のビジネスモデル及び戦略が、企業のステークホルダーの利益及び企業のサステナビリティ事項に対するインパクトをどのように考慮に入れているか (5) サステナビリティ事項に関する企業の戦略がどのように実行されるか |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が設定したサステナビリティ事項に関する期限・目標 ・ 企業の目標達成に向けた進捗状況 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ事項に関する管理・経営及び監督機関の役割 ・ 上記の役割を果たすための専門性及びスキル、又は専門性及びスキルを有する機関へのアクセス |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ事項に関する企業の方針 |

² 一部の企業(中小企業など)における報告項目は、これらの一部に限定されることがあります。

| No. | 主な報告項目 |
|-----|--|
| 5 | ・ サステナビリティ事項に関連して、管理・経営及び監督機関に提供されるインセンティブスキームの存在に関する情報 |
| 6 | ・ 以下の事項に関する記載 (1) 企業がサステナビリティ事項に関連して実行するデュー・ディリジェンスのプロセス (2) 企業自身の事業運営及びそのバリューチェーン(商品及びサービス、ビジネス関係及びサプライチェーン、負の影響を特定及び監視するために取られた行動を含む。)に関連する実際の又は潜在的な負の影響、並びに企業が EU の基準に従って実施するデュー・ディリジェンスのプロセスにおいて特定すべきその他の負の影響 (3) 企業が実際の又は潜在的な負の影響を防止・軽減・是正するために取った行動及びその結果 |
| 7 | ・ サステナビリティ事項に関連した、企業の主なリスク(以下の事項を含む。) (1) 当該事項に対する企業の依存度 (2) 当該リスクに関する企業の管理方法 |
| 8 | ・ 上記 1 から 7 の開示に関する指標 |

上記の表に記載のとおり、企業はサステナビリティ事項に関連して実行するデュー・ディリジェンスのプロセス等を報告する必要があります。この点で、CSRD に基づく報告義務は、企業にデュー・ディリジェンスの義務を課し、バリューチェーンにおける環境及び人権に対する負の影響の特定及び是正を求める、EU の Corporate Sustainability Due Diligence Directive³を踏まえた運用がなされるものと考えられます。

また、CSRD に基づく報告については、以下のような留意点があります。

- ✓ 企業は、マネジメントレポート⁴に記載した情報を特定するために実施したプロセスを報告しなければならない。また、報告される情報については、短期・中期・長期的な展望を考慮に入れなければならない。
- ✓ 該当がある場合には、企業自身の事業運営及びそのバリューチェーン(商品及びサービス、ビジネス関係及びサプライチェーンを含む。)に関する情報を含まなければならない。
- ✓ 該当がある場合には、マネジメントレポートに含まれるその他の情報及び年次財務諸表における金額の参照及び追加説明が含まなければならない。

なお、CSRD では、適用開始から 3 年の間に、企業が必要な情報を収集することが困難である場合、①バリューチェーンに関する必要情報を収集するためにした努力、②全ての必要情報を収集することができなかった理由及び③必要情報を収集するための今後の計画を説明しなければならないとされています(いわゆる comply or explain)。

4. 第三者保証

CSRD では、報告される情報の信頼性を確保し、当該情報を受け取る側のニーズに応えるため、サステナビリティ報告には保証が必要であるとされています。

³ Corporate Sustainability Due Diligence Directive の概要については、「欧州委員会によるコーポレートサステナビリティ・デュー・ディリジェンスに係る指令案の公表」(ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター:2022 年 4 月発行)をご参照下さい。

⁴ マネジメントレポートは、Directive 2013/34/EU により財務報告の重要な構成要素と位置付けられており、財務情報に限らず、環境及び社会の側面についての分析も要するものです。マネジメントレポートは年次財務諸表と併せて公表され、その作成及び公表については、企業の経営・管理・監督機関の構成員が共同して責任を有します。

もっとも、現時点では、サステナビリティ報告（特に将来に向けた情報及び定性的な情報に関する報告）に係る保証について合意された基準が存在せず、保証の内容等について異なる理解や期待が生じるおそれがあることから、サステナビリティ情報に必要とされる保証のレベルは段階的に高めることが望ましいとされています。

まずは、対象事項が重大な虚偽表示であると結論付けるような問題は検出されなかったという消極的な形式により提供される「**限定的保証**」が求められることとなります。具体的には、①EU サステナビリティ報告基準への適合性及び②報告に係る情報を特定するために企業が実施したプロセスなどが保証意見に含まれます。2026年10月1日までに、監査人及び監査法人が実施すべき手続を示すため、限定的保証に係る基準についての委任法が採択される予定です。CSRDの適用開始後には、あらかじめ定められた基準に従って作成されたものと認めるという積極的な形式により提供される「**合理的保証**」への引上げも検討されることとなります。

監査人又は監査法人は、委任法により適用される監査基準に従って、サステナビリティ報告に係る監査の結果を提示しなければなりません（CSRD Article 3(18)）。EU域外企業のサステナビリティ報告については、本国又はEU加盟国の法令に基づきサステナビリティ報告の保証意見を提供する権限を有する、1名以上の個人又は法人による監査意見を添付することが求められています（CSRD Article 1(14)）。

5. 報告媒体

NFRDでは、サステナビリティ情報について、マネジメントレポートでの報告を原則としつつ、別途の報告書を作成することなども認められていました。しかし、別途のレポートにより報告することは、財務情報とサステナビリティ情報の関連性を不明確にし、投資家をはじめとする情報利用者のアクセスを阻害するなどの問題点があります。

そこで、CSRDでは、マネジメントレポートの中で明確に識別できるセクションを設けることにより、サステナビリティ情報を報告しなければならず、マネジメントレポート以外の媒体による報告は認められないこととなりました（CSRD Article 1(4)）。

また、マネジメントレポートは、電子的な報告形式により作成しなければならず、サステナビリティ報告についてはマークアップ（タグ付け）をする必要があります（CSRD Article 1(9)）。マークアップされた情報は、今後創設される財務・サステナビリティ関連情報の公開プラットフォーム「European Single Access Point (ESAP)」に集約される予定です。

III. 詳細な報告基準(ESRS)

既存のNFRDに基づく報告規制は、不十分であり、かつ信頼性が低いと指摘されていました。そこで、CSRDは、環境及び人権などに対する企業のインパクトについて、より詳細な報告要件を導入しています。

CSRDは、サステナビリティ事項の報告に関する制度的な枠組みを定めるものであり、具体的な報告項目や内容については、欧州委員会の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group、以下「**EFRAG**」といいます。）が、欧州サステナビリティ報告基準（**European Sustainability Reporting Standards**、以下「**ESRS**」といいます。）を策定することとなっています。したがって、CSRDに基づく報告を行う企業は、CSRD及びESRSの双方を参照する必要があります。点に留意が必要です。

EFRAGは、2022年11月15日、ESRSの最終案を承認しました。欧州委員会は、EU加盟国及び多くの欧州機関との協議の後、委任法としてESRSの最終版を採択する予定です。ESRSのパッケージに含まれている基準は、以下のとおりです。

(1) 全般的な基準

- ・ ESRS1(一般的要件)
- ・ ESRS2(一般的開示)

(2) トピック別の基準

① 環境

- ・ ESRS E1(気候変動)
- ・ ESRS E2(汚染)
- ・ ESRS E3(水及び海洋資源)
- ・ ESRS E4(生物多様性及び生態系)
- ・ ESRS E5(資源利用及びサーキュラーエコノミー)

② 社会

- ・ ESRS S1(自社の従業員)
- ・ ESRS S2(バリューチェーン上の労働者)
- ・ ESRS S3(影響を受けるコミュニティ)
- ・ ESRS S4(消費者及びエンドユーザー)

③ ガバナンス

- ・ ESRS G1(事業運営)

これらに加えて、今後、セクター別の基準も策定されるものとされており、最終的には 2024 年 6 月までに報告基準が確定する予定です(CSRD Article 1(8))。

また、CSRD によれば、サステナビリティ報告基準は、企業が報告すべき将来に向けた情報及び遡及的な情報、定性的な情報及び定量的な情報を特定しなければならないものとされています。ESRS の内容として定められる報告分野及び項目は、以下のとおりです。

| 報告分野 | 報告項目の主な内容 |
|---------------|--|
| 環境 | (1) 気候変動の緩和 (2) 気候変動への適応 (3) 水及び海洋資源 (4) 資源利用及びサーキュラーエコノミー (5) 汚染 (6) 生物多様性及び生態系 |
| 社会及び人権 | (1) 全ての人に対する取扱い及び機会の均等(ジェンダー平等、同一労働同一賃金、研修及び能力開発、障がい者の雇用及びインクルージョン、職場における暴力及びハラスメントに対する対策、ダイバーシティを含む。) (2) 労働条件(労働時間、適切な賃金、社会的対話、結社の自由、団体交渉、ワークライフバランス、健康及び安全を含む。) (3) 人権、基本的自由、民主主義の原則及び基準の尊重 |
| ガバナンス | (1) サステナビリティ事項に関する企業の管理・経営・監督機関の役割及び構成 (2) サステナビリティ報告及び意思決定のプロセスに関する、企業の内部統制及びリスク管理システム (3) 企業倫理及び企業文化(腐敗防止及び贈収賄防止、内部通報者の保護並びに動物福祉を含む。) (4) 政治的影響力の行使(ロビー活動を含む。)に関する企業の活動及びコミットメント (5) 企業の活動によって影響を受ける消費者、サプライヤー及びコミュニティとの関係についての管理及び質 |

なお、ESRSに係る委任法については、その適用開始から少なくとも3年に一度、EFRAGの技術的アドバイスを考慮した見直しが行われ、国際的なスタンダードの発展に鑑み、必要に応じて修正が行われるものとされています(CSRD Article 1 (8))。

IV. 日本企業への影響

まず、EU域内にグループ会社を持つ日本企業は、当該グループ会社がCSRDの適用対象となるかどうかを判断する必要があります。当該グループ会社がCSRDの適用対象に該当しない場合であっても、日本企業自体又はその他のグループ会社がEU域外企業の適用要件を満たすかどうか、さらに確認する必要があります。

サステナビリティに関する情報の特定及び収集も、適時に行っていく必要があります。CSRDに基づく報告義務のない企業であっても、バリューチェーンに関する報告に関連して、又は報告義務のあるEU企業の子会社として、情報の提供を求められる可能性があります。

その他、今後予定されるサステナビリティ報告に関する経営陣へのインプット、サステナビリティ報告の対応に向けた社内体制の整備なども必要となります。

今後は、EU各国での法制化及びESRSの策定等について、その動向を注視していく必要があります。

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業および社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず、企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability.html>)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

蓮輪 真紀子

makiko.hasuwa@pwc.com

弁護士

福井 悠

yu.fukui@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.